

2 食生第 262 号  
令和 2 年(2020 年) 9 月 18 日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

このことについて、令和 2 年 9 月 14 日付け生食発 0914 第 1 号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成 分 名	用 途	備 考
シクラニリプロール	殺虫剤	農薬
ジクワット	除草剤	農薬
テブコナゾール	殺菌剤	農薬
プロフラニリド	殺虫剤	農薬
ベタメタゾン	合成副腎皮質ホルモン	動物用医薬品
ベンズピリモキサン	殺虫剤	農薬

また、動物用医薬品ベタメタゾンについては、一部の食品において「不検出」と規定されたことから、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）中、既存のデキサメタゾン試験法が削除され、新たにデキサメタゾン及びベタメタゾン試験法が定められた。

#### 2 適用期日

- (1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用については、告示の日から適用される。  
ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。
- (2) 規格基準告示の改正に伴う試験法の適用については、告示の日から適用される。  
ただし、デキサメタゾン試験法については、告示の日から 1 年以内に限り、なお従前の例によることができる。
- (3) 告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、残留の規制対象が変更されているもの（ジクワット）については、規制対象の変更についても、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。

### 3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係  
(課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅  
電話 026-235-7155 (直通)  
FAX 026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp



生食発0914第1号  
令和2年9月14日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第310号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

#### 記

#### 第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬シクラニリプロール、農薬ジクワット、農薬テブコナゾール、農薬プロフラニリド、動物用医薬品ベタメタゾン及び農薬ベンズピリモキサンについて、食品中の残留基準値を改正又は設定したこと（別紙1参照）。
- 2 動物用医薬品ベタメタゾンについて、一部の食品において「不検出」として規定したことから、法第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する既存のデキサメタゾン試験法を削除し、新たにデキサメタゾン及びベタメタゾン試験法を定め、その分析対象をデキサメタゾン及びベタメタゾンとしたこと。

## 第2 適用期日

### 1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
シクラニリプロール	もも及びもも（果皮及び種子を含む。） 米（玄米をいう。）、小麦、とうもろこし、そば、らっかせい、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、
ジクワット	

農薬等	食品
ジクワット（続き）	かき、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）及び魚介類（貝類に限る。）
テブコナゾール	大豆、芽キャベツ、ブロッコリー、アスパラガス、なす、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも（ブルーンを含む。）及びひまわりの種子
ベタメタゾン	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵

## 2 規格基準告示の改正に伴う試験法の適用について

告示の日から適用すること。ただし、デキサメタゾン試験法については、告示の日から1年以内に限り、なお従前の例によることができる。

## 3 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

## 第3 運用上の注意

### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するシクラニリプロールとは、シクラニリプロールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するジクワットとは、ジクワットイオンに換算したものとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、ジクワットのみであること。
- (4) 「精米」に設定されているジクワットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「精米」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「米（玄米をいう。）」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (5) 「小麦粉（全粒粉に限る。）」、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」に設定されているジクワットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「小麦粉（全粒粉に限る。）」、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (6) 「植物油（精製したものを除く。）」に設定されているジクワットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「植物油（精製したものを除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。

- (7) 今回残留基準値を設定するテブコナゾールとは、テブコナゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定するプロフラニリドとは、プロフラニリドのみとすること。
- (9) 今回残留基準値を設定するベタメタゾンとは、ベタメタゾンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。  
「不検出」と定めている一部の食品については、規定する試験法によつて試験した場合に、当該成分が検出されるものであつてはならないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定するベンズピリモキサンとは、農産物及び魚介類にあつてはベンズピリモキサンのみとし、畜産物にあつてはベンズピリモキサン及び代謝物M5【2-ヒドロキシ-4-[4-(トリフルオロメチル)ベンジルオキシ]ピリミジン-5-カルボン酸】をベンズピリモキサンに換算したものとすること。

## 2 試験法関係

- (1) 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」(平成17年11月29日付け食安発第1129001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添3を別紙2の新旧対照表のとおり改めること。
- (2) 検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成17年1月24日付け食安発第0124001号部長通知)の第1章総則の4. 試料採取に従うこと。

## 3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬プロフラニリド及び農薬ベンズピリモキサンに係る新規農薬登録並びに農薬シクラニリプロール及び農薬テブコナゾールに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙1

## 農薬シクラニリプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 15	
かぶ類の葉	○ 15	
クレソン	○ 15	
はくさい	○ 1	
キャベツ	○ 1	
芽キャベツ	○ 1	
ケール	○ 15	
きょうな	○ 15	
チンゲンサイ	○ 15	
カリフラワー	○ 1	
ブロッコリー	○ 1	
その他のあぶらな科野菜	○ 15	
エンダイブ	○ 15	
しゅんぎく	○ 15	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 15	
その他のきく科野菜	○ 15	
パセリ	○ 15	
トマト	○ 0.2	
ピーマン	○ 0.2	
なす	○ 0.2	
その他のなす科野菜	○ 0.2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	
すいか(果皮を含む。)	○ 0.2	
メロン類果実(果皮を含む。)	○ 0.2	
その他のうり科野菜	○ 0.2	
ほうれんそう	○ 15	
オクラ	○ 0.2	
みかん(外果皮を含む。)	○ 0.6	
なつみかんの果実全体	○ 0.4	
レモン	○ 0.6	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.6	
グレープフルーツ	○ 0.6	
ライム	○ 0.6	
その他のかんきつ類果実	○ 0.6	
りんご		0.3
日本なし		0.3
西洋なし		0.3

農薬シクラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	○ 0.3	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.3	
もも		0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	○ 1	0.5
あんず（アブリコットを含む。）	○ 1	
すもも（ブルーンを含む。）	○ 1	0.3
うめ	○ 1	
おうとう（チェリーを含む。）		1
いちご	○ 0.4	
ラズベリー	○ 0.8	
ブラックベリー	○ 0.8	
ブルーベリー	○ 2	
クランベリー	○ 2	
ハックルベリー	○ 2	
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう		1
かき	○ 0.2	
キウイ（果皮を含む。）	○ 1	
グアバ	○ 2	
パッションフルーツ	○ 1	
その他の果実	○ 1	
ぎんなん	○ 0.03	
くり	○ 0.03	
ペカン	○ 0.03	
アーモンド	○ 0.03	
くるみ	○ 0.03	
その他のナッツ類	○ 0.03	
茶	○ 50	40
その他のスパイス	○ 3	
その他のハーブ	○ 15	

農薬ジクワット(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm	
米(玄米をいう。)	● 0.03	1	
小麦	● 0.1	2	
大麦	5	5	
ライ麦	○ 2	0.03	
とうもろこし	● 0.02	0.05	
そば	●	0.03	
その他の穀類	2	2	
大豆	○ 0.4	0.2	
小豆類	○ 0.9	0.2	
えんどう	○ 0.9	0.2	
そら豆	○ 0.9	0.2	
らっかせい	● 0.01	5	
その他の豆類	○ 0.9	0.2	
ばれいしょ	○ 0.1	0.05	
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.01	0.05	
かんしょ	● 0.01	0.05	
やまいも(長いもをいう。)	● 0.01	0.05	
こんにゃくいも	● 0.01	0.05	
その他のいも類	● 0.01	0.05	
てんさい	● 0.01	0.05	
さとうきび	● 0.02	0.04	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	● 0.01	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	● 0.02	0.05	
かぶ類の根	● 0.01	0.05	
かぶ類の葉	● 0.01	0.05	
西洋わさび	● 0.01	0.05	
クレソン	● 0.01	0.05	
はくさい	● 0.02	0.05	
キャベツ	● 0.01	0.05	
芽キャベツ	● 0.01	0.05	
ケール	● 0.01	0.05	
こまつな	● 0.01	0.05	
きょうな	● 0.01	0.05	
チンゲンサイ	● 0.01	0.05	
カリフラワー	● 0.01	0.05	
ブロッコリー	● 0.02	0.05	
その他のあぶらな科野菜	● 0.01	0.05	
ごぼう	● 0.01	0.05	
サルシフィー	● 0.01	0.05	

農薬ジクワット（続き）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後)		残留基準値 (改正前) ppm
	ppm		
アーティチョーク	● 0.01		0.05
チコリ	● 0.01		0.05
エンダイブ	● 0.01		0.05
しゅんぎく	● 0.01		0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.02		0.05
その他のきく科野菜	● 0.02		0.05
たまねぎ	● 0.02		0.05
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.02		0.05
にんにく	● 0.02		0.05
にら	● 0.01		0.05
アスパラガス	● 0.02		0.05
わけぎ	● 0.01		0.05
その他のゆり科野菜	● 0.01		0.05
にんじん	● 0.02		0.05
パースニップ	● 0.01		0.05
パセリ	● 0.02		0.05
セロリ	● 0.01		0.05
みつば	● 0.01		0.05
その他のせり科野菜	● 0.02		0.05
トマト	● 0.01		0.05
ピーマン	● 0.01		0.05
なす	● 0.01		0.05
その他のなす科野菜	● 0.01		0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.02		0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.01		0.05
しろうり	● 0.01		0.05
すいか	● 0.02		0.05
メロン類果実	● 0.02		0.05
まくわうり			0.05
まくわうり（果皮を含む。）		0.01	
その他のうり科野菜	● 0.01		0.05
ほうれんそう	● 0.01		0.05
たけのこ	● 0.02		0.05
オクラ	● 0.01		0.05
しょうが	● 0.02		0.05
未成熟えんどう	● 0.01		0.05
未成熟いんげん	● 0.01		0.05
えだまめ	● 0.02		0.05

農薬ジクワット(続き)

食品名	ppm	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
マッシュルーム	●	0.05	
しいたけ	●	0.05	
その他のきのこ類	●	0.05	
その他の野菜	●	0.02	0.2
みかん			0.03
みかん(外果皮を含む。)		0.02	
なつみかんの果実全体	●	0.02	0.03
レモン	●	0.02	0.04
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02	0.03
グレープフルーツ	●	0.02	0.04
ライム	●	0.02	0.03
その他のかんきつ類果実	●	0.02	0.03
りんご	●	0.02	0.03
日本なし	●	0.02	0.03
西洋なし	●	0.02	0.03
マルメロ	●	0.02	0.03
びわ			0.03
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)		0.02	
もも			0.03
もも(果皮及び種子を含む。)		0.02	
ネクタリン	●	0.02	0.03
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02	0.03
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.02	0.03
うめ	●	0.02	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02	0.03
いちご	○	0.05	0.03
ラズベリー	●	0.01	0.03
ブラックベリー	●	0.01	0.03
ブルーベリー	●	0.01	0.03
クランベリー	●	0.01	0.03
ハックルベリー	●	0.01	0.03
その他のベリー類果実	●	0.01	0.03
ぶどう	●	0.01	0.03
かき	●	0.02	0.03
バナナ	●	0.02	0.03
キウイ			0.03
キウイ(果皮を含む。)		0.01	
パパイヤ	●	0.01	0.03

農薬ジクワット(続き)

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm	
アボカド	● 0.01	0.03	
パイナップル	● 0.01	0.05	
グアバ	● 0.01	0.03	
マンゴー	● 0.01	0.03	
パッションフルーツ	● 0.01	0.03	
なつめやし	● 0.01	0.03	
その他の果実	● 0.02	0.05	
ひまわりの種子	● 0.9	1	
ごまの種子	●	0.03	
べにばなの種子	●	0.03	
綿実	●	0.03	
なたね	2	2	
その他のオイルシード	●	0.03	
ぎんなん	● 0.01	0.03	
くり	● 0.01	0.03	
ペカン	● 0.01	0.03	
アーモンド	● 0.01	0.03	
くるみ	● 0.01	0.03	
その他のナッツ類	● 0.02	0.03	
茶	● 0.1	0.3	
コーヒー豆	● 0.02	0.05	
ホップ	●	0.04	
その他のスパイス	● 0.01	0.2	
その他のハーブ	● 0.02	0.2	
牛の筋肉	● 0.01	0.05	
豚の筋肉	● 0.01	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05	
牛の脂肪	● 0.01	0.02	
豚の脂肪	● 0.01	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02	
牛の肝臓	● 0.01	0.05	
豚の肝臓	● 0.01	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.05	
牛の腎臓	● 0.01	0.05	
豚の腎臓	● 0.01	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.05	
牛の食用部分	● 0.01	0.05	
豚の食用部分	● 0.01	0.05	

農薬ジクワット（続き）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.05
乳	● 0.001	0.01
鶏の筋肉	● 0.01	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.05
鶏の脂肪	● 0.01	0.02
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.02
鶏の肝臓	● 0.01	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.01	0.05
鶏の腎臓	● 0.01	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.01	0.05
鶏の食用部分	● 0.01	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05
魚介類（さけ目魚類に限る。）	●	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	●	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	●	0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）	●	0.1
魚介類（貝類に限る。）	●	0.1
精米		0.2
小麦粉（全粒粉に限る。）		2
小麦粉（全粒粉を除く。）		0.5
小麦ふすま		5
植物油（精製したもの）		0.05

農薬テブコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	2	2
大麦	3	3
ライ麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.6	0.6
そば	0.05	0.05
その他の穀類	2	2
大豆	● 0.2	0.3
小豆類	0.5	0.5

農薬テブコナゾール（続き）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm	
えんどう	0.5	0.5	
そら豆	0.5	0.5	
らっかせい	0.2	0.2	
その他の豆類	0.5	0.5	
ばれいしょ	0.1	0.1	
やまいも（長いもをいう。）	0.01		
てんさい	0.1	0.1	
さとうきび	0.1	0.1	
キャベツ	3	3	
芽キャベツ	● 0.3	0.5	
カリフラワー	0.05	0.05	
ブロッコリー	● 0.2	0.3	
アーティチョーク	0.6	0.6	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	5	5	
たまねぎ	0.2	0.2	
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7	
にんにく	0.1	0.1	
にら	10	10	
アスパラガス	● 0.02	0.05	
わけぎ	2	2	
その他のゆり科野菜	10	10	
にんじん	0.6	0.6	
セロリ	0.3	0.3	
トマト	1	1	
ピーマン	1	1	
なす	● 0.1	0.5	
その他のなす科野菜	5	5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2	
すいか		0.1	
すいか（果皮を含む。）	0.2		
メロン類果実		0.1	
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2		
しょうが	0.2	0.2	
未成熟えんどう	○ 3	0.5	
未成熟いんげん	○ 3	0.5	
えだまめ	○ 3	0.5	
その他の野菜	○ 10	0.5	
みかん		0.2	

農薬テブコナゾール（続き）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後)		残留基準値 (改正前) ppm
	ppm		
みかん（外果皮を含む。）	3		
なつみかんの果実全体	5		5
レモン	5		5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5		5
グレープフルーツ	5		5
ライム	5		5
その他のかんきつ類果実	5		5
りんご	1		1
日本なし	5		5
西洋なし	5		5
マルメロ	1		1
びわ			0.5
びわ（果梗 <sup>こう</sup> を除き、果皮及び種子を含む。）	0.5		
もも			1
もも（果皮及び種子を含む。）	2		
ネクタリン	5		5
あんず（アプリコットを含む。）	2		2
すもも（ブルーンを含む。）	●	2	3
うめ		3	3
おうとう（チェリーを含む。）	○	7	5
その他のベリー類果実		2	2
ぶどう		10	10
かき		1	1
バナナ	○	2	0.2
パパイヤ		2	2
マンゴー		0.1	0.1
パッションフルーツ		0.1	0.1
その他の果実		2	2
ひまわりの種子	●	0.1	0.2
綿実		2	2
なたね		0.3	0.3
ぎんなん		0.05	0.05
くり		0.05	0.05
ペカン		0.05	0.05
アーモンド		0.05	0.05
くるみ		0.05	0.05
その他のナッツ類		0.05	0.05
茶	○	80	50
コーヒー豆		0.2	0.2

農薬テブコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ホップ	40	40
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
すもも（乾燥させたもの）	3	

農薬ブロフラニリド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)		ppm	ppm	残留基準値 (改正前)
かんしょ	0.01				
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01				
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 9				
かぶ類の根	○ 0.04				
かぶ類の葉	○ 6				
はくさい	○ 1				
キャベツ	○ 0.4				
ケール	○ 10				
こまつな	○ 6				
きょうな	○ 5				
チンゲンサイ	○ 10				
カリフラワー	○ 2				
ブロッコリー	○ 2				
その他のあぶらな科野菜	○ 10				
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 15				
ねぎ（リーキを含む。）	○ 3				
えだまめ	○ 0.8				
その他のハーブ	○ 10				

動物用医薬品ベタメタゾン（合成副腎皮質ホルモン）

食品名	残留基準値※ (改正後)		ppm	ppm	残留基準値 (改正前)
牛の筋肉	● 不検出				0.0008
豚の筋肉	● 不検出				0.0008
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 不検出				0.0003
牛の脂肪	● 不検出				0.0008
豚の脂肪	● 不検出				0.0008
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 不検出				0.0003
牛の肝臓	● 不検出				0.002
豚の肝臓	● 不検出				0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 不検出				0.0003
牛の腎臓	● 不検出				0.0008
豚の腎臓	● 不検出				0.0008
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 不検出				0.0003
牛の食用部分	● 不検出				0.0008
豚の食用部分	● 不検出				0.0008

ベタメタゾン (続き)

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 不検出	0.0003
乳	● 不検出	0.0003
鶏の筋肉	● 不検出	0.0003
その他の家きんの筋肉	● 不検出	0.0003
鶏の脂肪	● 不検出	0.0003
その他の家きんの脂肪	● 不検出	0.0003
鶏の肝臓	● 不検出	0.0003
その他の家きんの肝臓	● 不検出	0.0003
鶏の腎臓	● 不検出	0.0003
その他の家きんの腎臓	● 不検出	0.0003
鶏の食用部分	● 不検出	0.0003
その他の家きんの食用部分	● 不検出	0.0003
鶏の卵	● 不検出	0.0003
その他の家きんの卵	● 不検出	0.0003
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	○	0.0003
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	○	0.0003
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	○	0.0003
魚介類 (その他の魚類に限る。)	○	0.0003
魚介類 (貝類に限る。)	○	0.0003
魚介類 (甲殻類に限る。)	○	0.0003
その他の魚介類	○	0.0003
はちみつ	○	0.0003

農薬ベンズピリモキサン (殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	○ 0.9	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.05	
豚の肝臓	○ 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	○ 0.07	

農薬ベンズピリモキサン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	○ 0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.07	
牛の食用部分	○ 0.07	
豚の食用部分	○ 0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.07	
乳	○ 0.03	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	○ 0.3	

脚注

※○：令和2年9月14日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和3年9月14日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 「不検出」と定めている一部の食品については、規定する試験法によって試験した場合に、当該成分が検出されるものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チヨリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(ブルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、ぐり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

改正後		現行					
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界について		食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界について					
(略)							
一般規則5、6及び7に規定する各試験法の検出限界							
農薬等名	検出限界 (ppm)	農薬等名	検出限界 (ppm)	備考			
2, 4, 5-T	0.01	2, 4, 5-T	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm			
アルドリン	0.005	アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm			
エンドドリン	0.005	エンドドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm			
デイルドリン	0.005	デイルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm			
オラキンドックス※1	0.001	オラキンドックス※1	0.001	抹茶にあっては0.02ppm			
カルバドックス※2	0.001	カルバドックス※2	0.001	抹茶にあっては0.02ppm			
カプタホール	0.01	カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm			
クマホス	0.01	クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm			
クレンブテロール	0.00005	クレンブテロール	0.00005	ローヤルゼリーにあっては0. 005ppm			
クロラムフェニコール※3	0.0005	クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0. 005ppm			
クロルスロン	0.001	クロルスロン	0.001				
クロルプロマジン	0.0001	クロルプロマジン	0.0001				
酢酸メレンゲステロール	0.0005	酢酸メレンゲステロール	0.0005				
ジエチルスチルベストロール	0.0005	ジエチルスチルベストロール	0.0005				
イプロニダール※4	0.0001	イプロニダール※4	0.0001				
ジストリダール※5	0.0002	ジストリダール※5	0.0002				
メトロニダゾール※6	0.0001	メトロニダゾール※6	0.0001				
ロニダゾール※7	0.0002	ロニダゾール※7	0.0002				
ダミノジッド	0.1	ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあって			

デキサメタゾン	0.00005	は0.002ppm	は0.00005	は0.002ppm
ベタメタゾン	<u>0.00005</u>		(新設)	(新設)
パラチオン	0.01		パラチオン	0.01
$\alpha$ -トレンボロン	<u>0.002</u>		$\alpha$ -トレンボロン	0.002
$\beta$ -トレンボロン	<u>0.002</u>		$\beta$ -トレンボロン	0.002
二臭化エチレン	0.001		二臭化エチレン	0.001
二トロフラゾン	0.001		二トロフラゾン	0.001
三トロフルオントイン※8	0.001		ニトロフルオントイン※8	0.001
フラジリドン※9	0.001		フラジリドン※9	0.001
フルタルドン※10	0.001		フルタルドン※10	0.001
プロチゾラム	0.0005		プロチゾラム	0.0005
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm	プロファム	0.01 ミネラルウォーターにあって は0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002		マラカイトグリーン※11	0.002
※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。	※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。			
※2: カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。	※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。			
※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。	※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。			
※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2',-ヒドロキシソブロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。 検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。	※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2',-ヒドロキシソブロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。 検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。			
※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。	※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。			
※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。	※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。			
※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。	※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。			
※8 ニトロフラントイシンは、ニトロフラントイシンの代謝物である1-アミノヒダントイントを分析対象とする。	※8 ニトロフラントイシンは、ニトロフラントイシンの代謝物である1-アミノヒダントイントを分析対象とする。			
※9 フラジリドンは、フラジリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。	※9 フラジリドンは、フラジリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。			
※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチ	※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチ			

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。

ルーカー2-オキサゾリジンを分析対象とする。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

ルーカー2-オキサゾリジンを分析対象とする。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

